

## 協 定 書

西宮市長(以下、「甲」という。)と \_\_\_\_\_ (以下、「乙」という。)

は、開発事業等におけるまちづくりに関する条例(以下、「条例」という。)第16条第1項の規定に基づき、  
次のとおり協定を締結する。

## 記

第1条 乙が行う事業は、次のとおりとする。

(1)事業場所	西宮市
(2)開発区域の面積	m <sup>2</sup>
(3)用 途	

第2条 乙は、甲との協議結果に基づき、当該事業を忠実に施行しなければならない。

ただし、工事の施工上、やむを得ず計画変更をしなければならない場合には、あらかじめ甲の指示を  
受けなければならないものとする。

第3条 乙が、当該事業によって新たに設置する公共施設については次のとおりとする。

種 類	番号	概 要	管 理 者	帰 属	備 考

2. 乙は、事業の完了した後、条例第22条第1項に基づき工事の完了届を速やかに甲に提出し、  
公共施設等の引継ぎを行わなければならない。

第4条 この協定は、条例第16条第3項の規定により、締結の日から起算して3年を経過する日までに、  
確認申請その他関係法令に基づく許認可等の申請をしないときは効力を失う。

第5条 この協定書に定めのない事項については、甲、乙共に協議するものとする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和        年        月        日  
(        年)

西宮市六湛寺町10番3号

甲

西宮市長 石井 登志郎 (印)

乙

(印)